

佐賀河川事務所の管内（佐賀導水路・嘉瀬川ダム）において河川を利用される皆様へ

**河川における許認可の申請手続きで押印が不要になり
電子メールでの申請ができるようになりました。**

■押印が不要となり、電子メールでの申請が可能となったもの（抜粋）

こんなときは	押印などが不要となった様式 （河川法施行規則）	河川法
(1)河川区域内の土地を占有したいとき	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の2)	第24条
(2)上記の占有が終了したとき	土地返還届出書	
(3)土石等の採取の許可	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の3)	第25条
(4)河川区域内において、工作物を新築、 改築、除却したいとき	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の4)	第26条
(5)河川区域において、上記許可後に 工事着手したいとき	着工届	第26条外
(6)河川区域において、上記許可に関する 工事が完了したとき	完了届	
(7)河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、 切土その他土地の形状を変更したいとき、または は竹木の植栽若しくは伐採をしたいとき	許可申請書 (別記様式第8(甲)・乙の5)	第27条
(8)既設工作物の用途を廃止したとき	工作物用途廃止届出書	第31条
(9)許可に基づく地位の承継手続きをしたいとき	地位承継届 (別記様式11)	第33条
(10)許可に基づく権利の譲渡をしたいとき	権利譲渡承認申請書 (別記様式12)	第34条
(11)河川区域を一時的に使用したいとき	届出書	-

<ご注意事項>

- 使用したい場所・方法等がきまりましたら、申請前に提出窓口へ事前にご相談下さい。
申請内容及び申請に必要な書類等について確認を行います。

■申請全般

- 各種様式は、前掲の申請書様式集のほか問い合わせ先窓口より提供いたします。
- 申請メール本文に氏名、住所、連絡先等の情報の記載をお願いします。
- 申請メールのメールタイトルに【河川法申請】と必ず記載下さい。
- メールへの添付資料の形式については、以下が対応可能です。
Word、一太郎、エクセル、パワーポイント、PDF、DocuWorks
- 添付データの容量は、1回のメールにつき15MB程度まで送付可能です。
- 詳細につきましては、提出窓口もしくは下記にお問い合わせください。

<問い合わせ先窓口>

〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2丁目1番34号
佐賀河川事務所 管理課
TEL：0952-41-8801
E-Mail：qsr-sagakassenhou@mlit.go.jp

